大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例及び大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を ここに公布する。

令和元年8月28日

大和市長 大 木 哲

## 大和市条例第3号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例及び大和市特定教育

・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例

(大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部改正)

第1条 大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例(平成26年大和市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の意義」を削る。

第3条第1項中「別表第1に定めるとおり」を「次の各号に掲げる教育・保育給付認 定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第19条第1項第1号及び第2号に該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者(当該年度中に法第23条第4項の規定により職権で教育・保育給付認定の変更の認定を受けた者(次号において「変更2号認定者」という。)を除く。) 零
- (2) 満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者(変更2号認定者を含む。) 別表第1に掲げる教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分に応じ、同表の利用者負担額(月額)の欄に掲げる額

第3条第3項中「支給認定子どもの支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条中「支給認定子どもの支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条中「支給認定等」を「教育・保育給付認定」に改める。

第6条中「第13条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。)」を加える。

別表第1を次のように改める。

活保護法(昭和2定はよる保護人等はは一国人民選別ののは、 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1	けの残すよ当第を い2ちて円留るる該6含 、2切市6まを 、	る者の属する世帯 では は は は は は は は は は は は は は は い は ら 年 は が は ら 年 は が は そ り 付 を 合 行 れ ら ら ら ら ら ら り ら り り り し り し り り り り り り	保育標準 時間 0	保育短時 間 0
定による保護を受ける保護を等した。 は中国婦国を関いる。 はは一年を見いる。 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは	けの残すよ当第を い2ちて円留るる該6含 、2切市6まを 、	る者の属する世帯 では は は は は は は は は は は は は は は い は ら 年 は が は ら 年 は が は そ り 付 を 合 行 れ ら ら ら ら ら ら り ら り り り し り し り り り り り り		
昭和25年法律第 村民税をいい、同法	226号 法の規定	号)の規定による市 による特別区民税	0	0
		V 100 -> 111		
階の所第第所下次る間に、所第29割にの世間に、おり3を割じの世間のは、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	第階第階第階第階第階第階第階第	48,600円未満 48,600円以上 60,700円未満 60,700円以上 72,800円未満 72,800円未満 72,800円未満 84,900円以上 97,000円以上 115,000円以上 115,000円以上 133,000円以上 133,000円以上 151,000円以上	8, 000 (4, 000) 10, 900 (5, 400) 13, 800 (6, 900) 16, 700 (8, 300) 19, 700 (9, 800) 24, 800 (12, 400) 29, 900 (14, 900) 35, 000 (17, 500)	7, 800 (3, 900) 10, 700 (5, 300) 13, 500 (6, 700) 16, 400 (8, 200) 19, 300 (9, 600) 24, 300 (12, 100) 29, 300 (14, 600) 34, 400 (17, 200) 39, 500
- -	所得割をいう。 下同じ。) の額 次の区分に該当	所得割をいう。 下同じ。)の額 次の区分に該当 る世帯 第5 階層 第6 階層 第6 階層 第7 階層	所得割をいう。 下同じ。)の額 次の区分に該当 る世帯 第4 72,800円以上 階層 84,900円未満 第5 84,900円以上 階層 97,000円未満 第6 97,000円以上 階層 115,000円未満 第7 115,000円以上 階層 133,000円未満 第8 133,000円以上 階層 151,000円未満	所得割をいう。 下同じ。)の額 次の区分に該当 る世帯 第4 72,800円以上 16,700 階層 84,900円未満 (8,300) 第5 84,900円以上 19,700 階層 97,000円未満 (9,800) 第6 97,000円以上 24,800 階層 115,000円未満 (12,400) 第7 115,000円以上 29,900 階層 133,000円未満 (14,900) 第8 133,000円以上 35,000 階層 151,000円未満 (17,500)

第10	169,000円以上	44, 100	43, 300
階層	202,000円未満	(22,000)	(21, 600)
第11	202,000円以上	48, 100	47, 200
階層	235,000円未満	(24,000)	(23,600)
第12	235,000円以上	52, 100	51, 200
階層	268,000円未満	(26,000)	(25,600)
第13	268,000円以上	56, 100	55, 100
階層	301,000円未満	(28,000)	(27, 500)
第14	301,000円以上	57,800	56, 800
階層	325,000円未満	(28,900)	(28, 400)
第15	325,000円以上	59,600	58, 500
階層	349,000円未満	(29, 800)	(29, 200)
第16	349,000円以上	61, 400	60, 300
階層	373,000円未満	(30, 700)	(30, 100)
第17	373,000円以上	63, 200	62, 100
階層	397,000円未満	(31, 600)	(31,000)
第18	397,000円以上	69, 500	68, 300
階層	440,000円未満	(34,700)	(34, 100)
第19	440,000円以上	75, 800	74, 500
階層	483,000円未満	(37,900)	(37, 200)
第20	483,000円以上	82, 100	80, 700
階層	526,000円未満	(41, 000)	(40, 300)
第21	526,000円以上	88, 500	86, 900
階層		(44, 200)	(43, 400)

( )は、利用者負担額を半額とした場合の額

## 備考

- 1 この表において「保育標準時間」とは、法第20条第3項の規定により保育の利用について、1日当たり11時間までと保育必要量を認定された場合をいい、「保育短時間」とは、同項の規定により保育の利用について、1日当たり8時間までと保育必要量を認定された場合をいう。
- 2 この表の階層区分の認定において、地方税法第323条に規定する市町村民 税の減免があったときは、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の 額とする。
- 3 前項に定めるもののほか、この表の階層区分の認定において、所得割の額は、 規則で定めるところにより計算するものとする。
- 4 階層区分の認定は、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保

護者以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の所得割の額により行う。この場合において、4月1日から8月31日までの間は前年度分の市町村 民税、9月1日から翌年3月31日までの間は現年度分の市町村民税を基礎と して認定する。

5 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が規則に定める世帯(以下「要保護世帯」という。)の場合で、次の表に掲げる階層区分に認定されたときの満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる階層区分に応じ、同表の利用者負担額(月額)の欄に掲げる額とする。ただし、当該要保護世帯における教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として規則で定めるもの(以下「特定被監護者等」という。)のうち最年長者以外の満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、零とする。

(単位:円)

	利用者負担額(月額)		
階層区分	保育標準時間	保育短時間	
C階層における第1階層	4, 000	3, 900	
C階層における第2階層	5, 400	5, 300	
C階層における第3階層	6, 900	6, 700	
C階層における第4階層のうち	8, 300	8, 200	
所得割の額が77,101円未			
満の世帯			

- 6 負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に2人以上いる場合(要保護世帯であって、当該世帯の所得割の額が77,101円未満の場合を除く。)の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
  - (1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子 ども 当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分に応じた利用 者負担額の半額
  - (2) 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども零

- 7 特定被監護者等が2人以上いる世帯(要保護世帯を除く。)であって、当該世帯の所得割の額が57,700円未満の場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
  - (1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分に応じた利用者負担 額の半額
  - (2) 満3歳未満保育認定子ども (特定被監護者等のうち最年長者及び2番目の 年長者である者を除く。) 零
- 8 月の途中から特定教育・保育等を受け、又は受けなくなった教育・保育給付認 定子どもに係る利用者負担額は、当該特定教育・保育を受けた日数に応じて、規 則で定めるところにより計算するものとする。

別表第2備考第1項中「別表第1(2)の表備考第2項」を「別表第1備考第1項」に 改め、同表備考第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、 同表備考第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「別表第1 (2)の表」を「別表第1」に、「は、負担額を徴収しない」を「の負担額は、零とする」 に改める。

別表第3年齢の欄中「年齢」を「年齢区分」に、「3歳未満」を「3歳未満児」に、「3歳以上」を「3歳以上児」に改め、同表備考第1項を次のように改める。

1 この表において「3歳未満児」とは、当該年度の初日の前日(以下この項において「基準日」という。)に3歳に達していない小学校就学前子どもをいい、「3歳以上児」とは、基準日に3歳に達している小学校就学前子どもをいう。この場合において、当該年度中に3歳に達した小学校就学前子どもであっても、当該年度の年齢区分は、3歳未満児とする。

別表第3備考第3項中「を利用月」の次に「(当該事業による保育を利用する日の属する月をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同表備考第5項を削る。

別表第4備考中「別表第1(2)の表」を「別表第1」に、「は、負担額を徴収しない」 を「の負担額は、零とする」に改める。

(大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める 条例の一部改正)

第2条 大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例(平成26年大和市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の意義」を削り、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第6条中「第14条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合を含む。 以下この項において同じ。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、

次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の 一部改正)

2 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 (平成27年大和市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2、1の項中「子どものための教育・保育給付」の次に「又は子育てのための施設等利用給付」を加え、同表27の2の項中「の支給」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施」に改める。

(大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の 一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の公布の日から施行日の前日までの間においては、前項の規定による改正後の大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2、1の項中「又は子育てのための施設等利用給付の支給」とあるのは「の支給又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)による同法附則第2条の認定」とし、同表27の2の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給、」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による同法附則第2条の認定」とする。